

郵政研究所における外部評価の実施について

研究交流課

郵政省郵政研究所（所長：溝口敏行）では、この度、外部評価の実施概要を取りまとめました。

当研究所では、一昨年、研究所創立10周年を向えたのを機に、郵政研究所ミッションの的確な実現、効果的な研究活動の実現、研究内容の適正化・充実等を図るために、新たに外部評価の導入を検討してきました。しかし、当研究所のような人文科学系の研究機関においては、自然科学系の研究機関のように確立された外部評価手法はなく、また、既に外部評価を導入している人文科学系研究機関についても1～2しか見当たらないのが現状です。

そこで、当研究所に最も適した外部評価を導入するために、平成11年2月から5月にかけて外部の有識者からなる「郵政研究所研究評価検討委員会（委員長：平澤洵[東京大学名誉教授]）」を開催し、外部評価の在り方について検討したところです。その後、所内において、この委員会からの報告をもとに外部評価の実施に向けた検討を重ねてきました。

この度、外部評価の具体的な実施方法を定めた「郵政研究所における外部評価の実施要領（参考1）」及び「郵政研究所外部評価委員会設置要領（参考2）」を策定しました。また、島野卓爾国際大学学長を委員長に総計14名の委員（参考3）を選任し、本年6月2日に開催された「郵政研究所運営顧問会（会長：宮崎勇[株大和総研特別顧問]）」において実施要領や設置要領と併せて報告したところです。

今後は、委員長や委員の意見や要望を反映させつつ評価資料の作成等を行ない、本年12月上旬を目途に第1回の外部評価委員会を開催する予定としています。

なお、評価結果については、今後の研究活動に反映させていくとともに、取りまとめ次第、郵政研究所月報やホームページ等を通じて広く公開することを考えています。

[本件に関する問い合わせ先]

郵政省郵政研究所 研究交流課

Tel : 03 3224 7310

Fax : 03 3224 7382

参考1 郵政研究所における外部評価の実施要領

（背景・必要性）

第1条 郵政研究所（以下「研究所」という。）は、郵政行政に関する中長期的あるいは基礎的な調査研究を積み重ね、政策のバックボーンとなるような理論的・体系的な研究成果を出していくことにより、郵政省の政策形成に貢献するための機関として位置付けられている。

郵政行政を取り巻く社会・経済環境の変化はますます激しくなり、迅速かつ的確な政策運営が求められている中、研究所が、上記ミッションを的確に実現していくには、研究における学術的水準の一層の向上を図るとともに、より効果的な研究活動を行っていくことが重要となってきた。このた

めには、研究活動全般についての適切な評価の実施と、それらの評価結果を研究活動に積極的に反映していくことが必要である。

(目的)

第2条 本実施要領は、研究所における外部評価（以下「評価」という。）についての具体的な実施方法を定めることにより、厳正で円滑な評価の実施を図ることを目的とする。

(外部評価委員会の設置)

第3条 評価は、研究所の外部から選任される評価委員からなる外部評価委員会において行うものとし、所長は、同委員会の設置及び運営について必要な事項を別に定める。

(評価の実施時期)

第4条 評価は、原則として2年毎に定期的実施する。

(評価の対象)

第5条 評価は、研究所における研究活動全般を対象とする。

(評価の分類)

第6条 評価は、研究所全体の運営等を対象とする評価（以下「研究所評価」という。）と各研究分野における研究活動を対象とする評価（以下「分野別評価」という。）の2つに大別する。

(研究所評価)

第7条 研究所評価は、以下によるものとする。

- (1) 研究所評価は原則として、評価委員会での討論により行うが、必要に応じ、書面及び面接等による評価についても行う。
- (2) 研究所評価は、研究活動の管理運営、研究環境及び研究交流など研究所の運営全般を対象とする。具体的な評価項目については、評価委員の見解に配慮しつつ、所長が研究所としての研究方針を反映した上で設定する。

(分野別評価)

第8条 分野別評価は、以下によるものとする。

- (1) 研究分野は、郵便・物流、金融・経済、情報通信、技術開発の四つの分野とし、各研究分野ごとに評価を行う。
- (2) 分野別評価は原則として、評価委員会での討論により行うが、必要に応じ、書面及び面接等による評価についても行う。
- (3) 分野別評価は、研究成果及び研究の方向性等を対象とする。具体的な評価項目については、評価委員の見解に配慮しつつ、所長が研究所としての研究方針を反映した上で設定する。

(評価に向けた準備)

第9条 評価に向けて、次に掲げる基本的事項に留意して準備体制をととのえるものとする。

- (1) 研究所の個々人が、評価の重要性や必要性を十分に認識し、評価活動に積極的に協力する。
- (2) 所長は、評価活動全体が円滑かつ有効に実施されるよう、研究所における評価の実施体制の整備・充実に努めるとともに、あらかじめ研究所の研究活動について十分な自己点検・自己評価を行

い、適切な関係資料の整理・作成に努める。

- (3) 所長は、評価に伴う研究官等への作業負担が過重なものとなり、調査研究活動に支障が生ずることのないよう、十分な注意を払うものとする。

(評価結果の取り扱い)

第10条 所長は、評価結果を最大限尊重し、調査研究の見直しや方向性等に適切に反映するとともに、研究所の運営改善等にも最善の努力を行うものとする。このため、所長は、評価結果に対し研究所としてのアクション・プランを作成するとともに、その実施状況についてフォローアップを行い、適宜その結果を各評価委員に報告する。

(その他)

第11条 その他この実施要領に関し必要となる事項については、所長がこれを定める。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

参考2 郵政研究所外部評価委員会設置要領

(外部評価委員会の設置)

第1条 郵政研究所(以下「研究所」という。)に外部評価委員会を設置する。

- 2 外部評価委員会は、研究所における研究活動全般に関する事項について評価する。

(外部評価委員会の構成)

第2条 外部評価委員会は、外部の専門家その他の有識者から構成され、委員15人以内で組織する。

(委員長の選任)

第3条 外部評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究所長が委嘱するものとする。

(委員の選任)

第4条 委員は、研究分野間のバランスを考慮しつつ、評価の対象となる調査研究に直接関与していない者で、かつ、公正な立場で評価を実施できる者の中から委員長が推薦し、研究所長が委嘱する。その際、これらの委員には、郵政行政及び郵政事業を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、郵政行政及び郵政事業に直接関係しない分野の研究の専門家その他の有識者を含むものとする。

- 2 委員は、その在任中に研究所の調査研究に直接関与することとなった場合には解任される。ただし、委員長が、評価に特段の支障がないと認めるときにはこの限りではない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることができる。但し、再任された場合の任期は、連続して6年を越えないものとする。

(下部機構の設置)

第6条 外部評価委員会に、特定の部門や問題の検討等を行うため、必要に応じ下部機構として専門委員会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 外部評価委員会の庶務その他評価に必要な事務については、研究交流課において処理し、必要に応じて各部室等との協力体制をとる。

(その他)

第8条 その他外部評価委員会の運営等に関する事項を定める際には、委員長が外部評価委員会に諮って定める。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

参考3 外部評価委員

分 類		氏 名	現 職
研究所評価 (4 名)		田 中 榮	株大和総研 代表取締役社長
		岩 本 繁	朝日監査法人 理事長
		清 原 慶 子	東京工科大学 メディア学部教授
		白 井 太	通信・放送機構 理事長
研究分野別評価 (10名)	郵便・物流 (2 名)	藤 井 彌太郎	帝京大学 経済学部教授
		三 村 優美子	青山学院大学 経営学部教授
	金融・経済 (3 名)	島 野 卓 爾	国際大学 学長
		若 杉 敬 明	東京大学大学院 経済学研究科教授
		吉 野 直 行	慶応義塾大学 経済学部教授
	情報通信 (3 名)	生 田 正 輝	慶應義塾大学 名誉教授
		小 林 宏 一	東京大学 社会情報研究所教授
		林 敏 彦	大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授
	技術開発 (2 名)	片 山 博	早稲田大学 理工学部教授
		熊 谷 智 徳	放送大学 客員教授

注： は、委員長。

委員長は、研究所評価及び研究分野別評価の委員を兼ねる。